



5月12日は **民生委員児童委員**の日です

大正6年5月12日、岡山県で「さいせいこもん済世顧問設置規程」が公布された日をもって、民生委員制度創設の日とされています。この5月12日を「民生委員児童委員の日」とし、5月12日から18日までの1週間を「民生委員児童委員活動強化週間」と決めました。

民生委員児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された地域住民の暮らしを支える相談員で、地域の中で皆さんと一緒に生活しながら、暮らしの中の不安や悩みについて相談に応じ、解決するためのお手伝いをしています。民生委員児童委員に寄せられる主な相談内容は、離婚や親子関係、相続などの家族関係、近所付き合いや生活保護などの暮らしのこと、介護や福祉サービスなどの在宅生活に関すること、いじめや不登校、児童虐待に関する育児、教育に関することなどです。

月形町民生委員児童委員

No.	区分	住所	担当委員	担当区域および施設
1	民生委員 児童委員	札比内2	残間 孝子	新宮1・2、札比内2・3
2		南札比内3	山田 啓一	南札比内1・2・3
3		新富1	門脇 菊香	新富1・2、豊ヶ丘1・2、厚栄
4		北農場1	大釜 幾久恵	北農場1（北農沢川以南、国道以東）
5		北農場1	釣崎 富美子	北農場3・1（北農沢川以北、国道以西）、月形緑苑
6		市北9	廣野 いづみ	赤川1
7		赤川3	久慈 則子	市北8・9、赤川3・4、友朋の丘
8		市北3	西野 智佳子	市北6・新生
9		市北5	高畠 洋美	市北1・2・3・4・5
10		麻生	高橋 文子	市南1・2・4
11		麻生	新村 喜代美	市南3・5、麻生、愛光園
12		南耕地1	青野 重史	南耕地1・2・3、月ヶ杜、昭栄、中野
13		知来乙2	瀧澤 剛	知来乙1・2・3、北郷
14		月ヶ岡	東出 厚子	月ヶ岡、新田、南新田、新栄、五耕地山、藤の園、雪の聖母園
15	主任	北農場1	本多 裕子	町内全域
16	児童委員	南耕地3	五十嵐 俊雄	町内全域

問合せ先

保健福祉課地域福祉係（保健センター内） ☎ IP 53・3155
Eメール fukushi@town.tsukigata.hokkaido.jp

家族介護応援手当の支給額を増額しました

事業の内容

月形町内に居住する高齢者や障がい者を在宅で介護している家族に手当を支給します。

手当の拡充

月額 10,000 円

▼
月額 20,000 円

助成対象者

<介護者>

次の要件をすべて満たす方

- 月形町内に住所を有し、在宅において同一世帯の被介護者を介護している方
※月の介護日数が15日以上の方
- 介護者および世帯員の所得が特別児童扶養手当の所得制限の額を超えない方
- 被介護者が20歳未満の場合、特別児童扶養手当を受給していない方

<被介護者>

次のいずれかの要件を満たし、日常生活の介護を受けている方

- 介護保険要介護認定において、要介護3、4、5のいずれかに認定された方（新規認定の方は、認定後6カ月以上経過していること）
- 障害支援区分認定において、区分4、5、6と判定された方（新規認定の方は、認定後6カ月以上経過していること）

申請・問合せ先

保健福祉課高齢者支援係（介護）・地域福祉係（障がい）（保健センター内）
☎ IP 53・3155